

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和元年7月17日(水)～同年8月26日(月)
案件番号:145209362

意見提出者一覧

意見提出者 18件(法人:12件、個人:6件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
7	一般社団法人テレコムサービス協会
8	NGN IPoE協議会
9	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
10	東日本電信電話株式会社
11	西日本電信電話株式会社
12	株式会社オプテージ
13	株式会社NTTドコモ
14	ソフトバンク株式会社
15	株式会社インターネットイニシアティブ
16	個人6
17	KDDI株式会社
18	EditNet株式会社

・全般

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● 研究会の議論を反映した報告書案であり、評価する。総務省においては、NTT東日本・西日本と接続事業者の間にある情報の非対称性や交渉力の差を前提に、公正競争上の問題が生じていないかなどについて、引き続き注視してほしい。 (同旨2者)</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 研究会の議論を正確に反映された報告書案であり、高く評価いたします。特に、当協会が取り組んでいるNGNのISP接続の問題について、第3章で詳細に、そして接続事業者の立場に配慮した取りまとめをされていることについて、感謝申し上げます。</p> <p>NGNの輻輳などの課題に対して、今回の報告書は関係事業者の取り組みおよび行政監督の指針になるものと期待されますが、より高品質で、消費者が使いやすいインターネット接続環境を実現するという目的の達成のためには、NTT東西と接続事業者間の情報の非対称性や交渉力の差がいまだ存在することを前提に、今後の運用が適切に行われることが必要です。</p> <p>総務省におかれても、本研究会での議論をふまえ、接続制度のあり方や公正競争上の問題が生じていないかなどについて、引き続き注視くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、本研究会の議論等を踏まえ、公正競争の促進に向けた取組を引き続き行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>○ 研究会の議論を正確かつ丁寧に反映した報告書案だと思います。第3章では、NGNのISP接続の現状や、ISP事業者がおかれている状況が適切に取りまとめられています。</p> <p>今後、今回の報告書はISP事業者やNTT東西の取り組みと、総務省による行政監督のガイドラインとして活用されることが見込まれます。より高品質で、消費者が利用しやすいインターネット接続を実現するという目的のためには、NTT東西とISP事業者の間にいまだ存在する情報の非対称性や交渉力の格差を前提に、適切に運用されていくことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		

・第1章 移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見2</p> <p>● 将来原価方式を導入する場合には、モバイル市場における競争環境の変化は激しいため、将来予測は困難であること、費用を全額回収するという現行ルールの考え方を逸脱しないこと及び事業者の過度な負担とならない制度とすることに留意して欲しい。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ モバイル市場は、多数のMNOやMVNOが存在する熾烈な競争環境下にありますが、更に、MNOの新規参入、5G等の新技術の導入、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」で議論された通信と端末の完全分離や行き過ぎた期間拘束の見直しに係る法整備等により、今後も、シェアの変動や技術革新、利用方法の変化といった環境変化が生じていくと想定されます。</p> <p>このような環境下において、当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営を行うことに加え、MVNOからの要望に基づきHLR/HSS連携機能の提供による多様なサービスの創出やMVNOの業務稼働削減等、MVNO市場の活性化に向けた取り組みを推進してまいりました。今後も引き続き、適切な事業運営とこうした取り組みを継続してまいります。</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書によれば、今般の将来原価方式導入の目的は、MVNOの予見性確保・キャッシュフロー負担の軽減であるとされていますが、当社は、これまでも、「当年度精算」及び「支払猶予制度」によりMVNOのキャッシュフロー負担の軽減及び予見性の向上に努めており、こうした取り組みにより、公正競争は現に確保されているものと考えます。今回、MNOとMVNOの公正競争を一層促進させることを目的に、MVNOの更なるキャッシュフロー負担の軽減及び予見性の向上という観点から、将来原価方式を導入する場合には、上述のような競争環境において将来の費用や需要を合理的に予測することは困難であることに十分留意するとともに、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールの考え方を逸脱しないことが大前提であるとともに、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 二種指定電気通信事業者とMVNOとの公正競争の一層の促進に向けては、接続料に関し、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担の軽減を図るため、将来原価方式を導入することが適当と考えます。</p> <p>○ 将来予測が困難との御指摘については、予測と実績の乖離は生じ得るものですが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、具体的な予測方法の設定はまずは二種指定事業者の判断に委ねるとしても、一定の共通の考え方により設定されるようにする、予測方法についての検証を行っていくといった取組が必要と考えます。</p> <p>○ 費用を全額回収できるようにすべきとの御指摘については、関係事業者の意見を踏まえると、最終的には実績値により算定された接続料により精算することが適当と考えます。ただし、予測と実績の調整の在り方については、MVNOにおける予見性確保の状況等を踏まえ、継続的に検証を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ 制度設計にあたっては、過度な負担とならないよう配慮しつつ、MVNOにおける予見性を着実に確保するよう進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見3</p> <p>● 本報告書案に賛同。引き続き、接続料算定の精緻化を進めるとともに、報告書案の内容が速やかに実行され、将来原価方式の制度運用開始後も、適正性の検証や生じた課題に対する検討等を、継続的かつオープンに実施することを要望。(同旨3者)</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方について、本報告書(案)に賛同いたします。また研究会の場において当協会MVNO委員会から要望・意見させて頂いた事項を数多盛り込んで頂いたこと感謝申し上げます。</p> <p>今回の措置により、MVNOの事業運営上大きなウエイトを占める接続料に関し、MVNOにおける予見性の向上等が大いに期待でき、ひいてはモバイル市場の健全な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>引き続き、接続料算定の精緻化についてフォローアップ頂くとともに、制度運用開始後も、審議会への報告等を通じた適正性の検証や生じた課題に対する研究会での検討等を、継続的にまた可能な限りオープンに実施頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の一層の促進に向けて、総務省において、本報告書案の指摘を踏まえ、将来原価方式の導入に係る制度整備や制度運用開始後の検証等が着実に行われることが適当と考えます。</p> <p>○ また、引き続き、接続料算定の精緻化等についての議論を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>○ 報告書(案)は、MNOとMVNOとの公正競争の確保に資する内容であるため、賛同いたします。なお、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であり、その予見性向上等が進めば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できると考えますので、報告書(案)で示された内容が可能な限り早急に行われるとともに、実現に向け課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みをおこなっていただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>○ 今回の報告書(案)において示されている、移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方について、賛同いたします。</p> <p>MVNO業界の振興および移動通信市場に対する健全な競争の導入の観点からは、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会が2018年10月に公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」にて取り上げた接続料算定の</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>見直し・卸料金の検証について、接続料の適正性、予見性、透明性および公平性の確保が実現され、MVNOが二種指定事業者と同等のサービスが提供できるようになることを要望いたします。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>		
検討の経緯		
<p>意見4</p> <p>● 将来原価方式導入は、特に算定期間の早期化等、過剰な規制コストを生じ得る改正であり、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増を考慮し、導入に際しても柔軟性を持った方向とすることを要望。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ モバイル市場の競争環境に関する研究会の中間報告書においては、当年度精算や支払猶予等のMVNOにおける接続料の予見性向上やキャッシュフロー負担軽減に資する、既存のMNOによる取り組みについての評価や検証がなされないまま将来原価方式の導入が結論付けられました。</p> <p>さらに、本研究会においても、とりわけ算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールを導入であるにもかかわらず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されていません。</p> <p>とりわけ、算定期間については、いずれのMNOも早期化困難であることを本研究会にて意見しているにも関わらず、これら意見に対しての評価・検討プロセスが見られないまま、本報告書案でMNOの意向に一切沿わない方向性が示されている状況です。</p> <p>各論は後述しますが、実運用の変更を伴うルール化の検討においては、効果の程度や対応可能性を見極めるため、まずは試験的な取り組みや努力目標とする等、柔軟性を持った方向性として頂くことを要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書において、将来原価方式の導入が適当とされたのは、MVNOの役務提供の主要な原価である接続料について予見性が確保されていないこと、また、過度なキャッシュフロー負担が生じていることを十分に踏まえてのものと承知しています。</p> <p>○ 算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストが生じ得るとの御指摘については、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、いずれも二種指定事業者とMVNOとの間の公正競争の向上の観点から重要な取組であり、着実に実施されるべきものであると考えます。なお、本報告書案は、具体的な予測方法について、まずは事業者に委ねることとする等、二種指定事業者の規制コストにも十分留意したものとなっていると考えます。</p> <p>○ 算定時期の早期化については、MVNOからは従来から強い要望がなされており、また、精算による予測と実績の乖離の調整では、支払額の確定が実績年度の翌年度末になるため、予見性の面で課題が残ることもあり、二種指定事業者と</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>MVNOとの公正競争確保に向けて、必要な取組と考えます。</p> <p>○ ルール化の検討においては柔軟性を持った方向性とすべきとの御指摘については、本報告書案においても、MVNOにおける予見性向上を図りつつ、具体的な予測方法についてはまずは事業者に委ねる等、柔軟な制度にすべきとしたことを踏まえ、総務省において、着実に制度整備が行われることが適当と考えます。</p>	
将来原価方式による接続料算定の対象機能		
<p>意見5</p> <p>● 回線管理機能に係る接続料は過去の支払い額や変動幅も少なく、また今後顧客流動性が高まることが想定されるため、需要等の予測は困難であり、将来原価方式の対象に適さない。(同旨3者)</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 当社における回線管理に係る接続料の過去5年間での変動幅は10%程度であり、その支払額も全体の約10%以下と僅少です。</p> <p>今後、通信と端末の完全分離や行き過ぎた期間拘束の見直しに係る法制度の整備、新たなMNOの参入等を踏まえれば、顧客流動性が高まるものと考えられるため、回線管理に係る接続料における需要予測の精度も低下するものと想定されます。</p> <p>以上を踏まえれば、将来原価方式を導入する場合においても、モバイル市場の環境の大きな変化が想定される中、需要等を正確に予測することは困難であることに留意しつつ、まずは、MVNOに与える影響の大きなデータ伝送交換機能のうち回線容量に係る接続料から導入を図り、研究会等における評価・検討を踏まえた上で、回線管理に係る接続料への導入について検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 回線管理に係る接続料については、過去の実績に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、予見性が確保されない可能性があり、また、IoTの普及等も想定される中、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があると考えます。ご意見のとおり、多くのMVNOにとっては、その支払額は回線容量に係る接続料支払いと比べると小さいものですが、MVNO委員会から意見が示されているとおり、特に取扱うトラフィックの小さいMVNOにとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上有益と考えられます。よって、将来原価方式による算定の対象とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 回線管理に係る接続料については、契約回線数を単位とするため、契約回線数の推移により変動する性質を有します。本年10月に施行される法改正(通信と端末の完全分離や解約金の上限導入等)による契約回線数への影響等は現時点で見通しが困難なこともあり、予測値が実績と大幅に乖離し、却</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ってMVNOの予見性を損なう懸念が大きいと考えます。従って、回線管理に係る接続料については将来原価方式の対象外とする、若しくは最低限、将来原価方式で算定された値はあくまで参考値の扱いとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ データ伝送交換機能のうちの回線管理に係る接続料については、これまでほとんど変動せず、場合によっては値上げとなっていることから、将来原価方式による接続料算定に馴染まないと考えます。このため、仮に接続料算定に将来原価方式を採用する場合には、データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料に限定するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度		
<p>意見6</p> <p>● モバイル市場は環境の変化が早いとため、複数年度の予測は困難であり、かえって混乱を招く可能性があるため、算定期間は単年度とすべき。(同旨3者)</p>	考え方6	
<p>○ 先述のとおり、モバイル市場においては、将来の費用や需要を複数年にわたって合理的に予測することは困難であり、このような状況において、複数年の予測は有用なデータとはなり得ず、混乱を招く恐れがあることから、単年度の予測とすべきと考えます。</p> <p>また、接続料の適用には使用されない複数年度の予測を実施することは、MNOに過度の負担を求めることになることから、算定期間は単年度とすることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用と考えられます。よって、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>○ 複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信と端末の完全分離や解約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在するため、将来原価方式による接続料算定期間は直近の1年度分のみとすることが適切と考えます。</p> <p>仮に、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うのであれば、2年目以降はあくまでも参考値の扱いとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。</p> <p>また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できず、2年度分、3年度分の予測値は実際に適用されることもありません。</p> <p>結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、仮に接続料算定に将来原価方式を採用する場合には、事業者の過度な負担とならないよう単年度分のみの予測に限定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
予測値の算定方法		
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予測の算定方法については、事業者の過度な負担とならないようにすべき。 ● 予測の算定方法について、二種指定事業者の判断に委ねることは適当。 ● 予測に用いる情報は秘匿性の高い情報となり得ることから、情報の開示については慎重な検討が必要である。(同旨2者) ● 検証において、他事業者との単純比較や乖離が発生したことのみにて直ちに見直しを行うことは適切ではない。(同旨2者) 	<p>考え方7</p>	
<p>○ 先述のとおり、モバイル市場においては、将来の費用や需要を合理的に予測することは困難であることに十分留意しつつ、将来原価方式を導入する場合は、事業者の過度な負担とならない簡易な予測方法とすることが適当と考えます。</p> <p>将来の予測値等は重要な経営情報であり、公正競争を阻害する可能性があるため、情報の開示範囲については、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 具体的な予測値の算定方法については、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いる情報と同等の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えます。</p> <p>○ 秘匿性の高い情報の扱いについては、まず</p>	無
<p>○ MNOごとの事業運営の差異や事業計画策定の実情等が異なることから、算定方法を第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」といいます。)の判断に委ねることは適切と考えます。</p> <p>なお、予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等(制度変更等に依るものを含む)により止む無く生じることも</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合には、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを経たうえで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 予測値算定の考え方として、接続料算定に適切に反映することが適当とされている「算定時点において判明している接続料に影響を与え得る要素」として、加速償却・除却・減価償却方法の変更等会計方針の変更等が例示されておりますが、インサイダー情報となりうる極めて非常に秘匿性の高い情報については、その公表時期との関係上、可能な範囲で対応するものと理解しております。</p> <p>現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>は、二種指定事業者において適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>○ 予測方法の検証については、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないよう、総務省において、適切に進められることが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。予測方法の算定方法に関する検証について制度化に向けた検討が速やかに進められ、可能な限りオープンに検証が実施されることを希望。 ● 予測と実績の乖離の比率は二種指定事業者からMVNOに対し円滑に情報提供されることを要望。 	<p>考え方8</p>	
<p>○ 二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において審議会への報告等を通じ、適正性の検証を行うことに賛同いたします。</p> <p>また、予測値の適正性を向上させるための所要の取り組みを毎年度繰り返して行っていくことについても賛同いたします。</p> <p>後者について、具体的には、報告書案において算定根拠の様式の変更が適当であると挙げられていますが、毎年度の検証については乖離が予見される場合に乖離の理由を重点的に検証することなどが例示されているものの、具体的な実施方法については記載がなく、今後、実施時期やどの会合において検証を担うか等、詳細について制度化に向けた検討が速やかに進められるこ</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 予測方法の検証については、本報告書案において、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する等、効果的に行うことが適当としており、これを踏まえ、総務省において、適切に進められることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>とを希望いたします。</p> <p>また、毎年度の検証に用いられる各社の算定根拠に各社の経営秘密が含まれることには留意しつつも、有限希少な電波資源を寡占的に有し、高い交渉上の優位性を持つ二種指定事業者においては、事業者間の競争と並び接続料の適正性を公に示すことは重要であり、検証の結果のみならずその過程がブラックボックスとならないよう、可能な限りの情報開示がされるよう求めます。</p> <p>予測値の算定方法と原価、利潤及び需要についての予測と実績の乖離の比率について、二種指定事業者からMVNOに対して適切に情報提供が行われることは予測値の適正性の向上に繋がり、MVNOの事業計画策定の観点からも望ましいと考えるため、賛同いたします。</p> <p>なお、原価、利潤及び需要についての予測と実績の乖離理由については、MVNOの株主等ステークホルダーの利益を守る観点から必要な情報であることから、二種指定事業者からMVNOに対し円滑に情報提供されることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ MVNOに対する情報提供については、予測と実績の乖離をMVNOにおいてある程度予測できるようにする観点から重要と考えます。総務省において、本報告書案の指摘を踏まえ、情報開示の仕組み等に係る制度整備が適切に行われることが適当と考えます。</p>	
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本となる利用料金は月3000円程度とすべき。 ● 料金の低廉化のみを目的とした制度改正でなく、社会的な意義を組み合わせた改正となることを要望。 	<p>考え方9</p>	
<p>○ 基準を格安スマホ並みの料金にする事。(機種代金+利用料=月3000円程度)</p> <p>そして・・・それを超えるサービスに関しては(それを利用する者の合意の上で)別途でプラスする事も可能にする。</p> <p style="text-align: center;">【個人2】</p>	<p>○ 今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	
<p>○ 家族単位での上限を設けたらどうか？3人以上の同居している場合は支払い上限を1万円にします等はどうでしょうか？</p> <p>核家族化も防げるし、少子化対策にもつながるかもしれない。同時に料金も下がるということは支持も得られやすいのではないのでしょうか。</p> <p>会社は儲けられるなら何やっても儲けます。国民一人一人が得になるような状態じゃないと改正支持は期待できないと思います。ただ安くするを企業</p>		<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>お願いしても不満が出るだけなので、社会的な意義を組み合わせたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
予測と実績の乖離の調整		
<p>意見10</p> <p>● 実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールの考え方を前提とし、接続料の予測と実績の差額は、毎年度の精算により調整されることが適当。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ 熾烈な環境下にあるモバイル市場においては、将来を正確に予測することは極めて困難であり、予測と実績の乖離は必ず生じると考えます。</p> <p>接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが大前提であり、予測と実績の差額が適切に調整される必要があると考えます。</p> <p>MVNOの参入・撤退・シェアの変動等、競争環境も流動的であることから、MVNO間の費用負担の公平性を踏まえれば、本報告書案記載のとおり、乖離額調整方式ではなく、毎年度の実績精算方式によることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 予測と実績の乖離の調整については、関係事業者の意見を踏まえると、精算により行うことが適当と考えます。ただし、調整の在り方については、MVNOにおける予見性確保の状況等を踏まえ、継続的に検証を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
実績値等の算定期		
<p>意見11</p> <p>● 作業工数や算定上の複雑性の増大が想定されることから、算定期の早期化は困難であり、当面の間は目標時期程度の位置づけとすることを要望。(同旨2者)</p> <p>● 需要の対前算定期間比の開示については、MVNOの事業計画策定に必要とされる第3四半期が適当。</p> <p>● 需要の対前算定期間比の開示については、求めに応じて個別に情報開示する仕組みにすべきであり、提供の時期は、一種指定事業者と揃え、「可能な限り10月末から」に変更すべき。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 本報告書案では、需要の開示は、遅くとも9月末とされていますが、将来原価方式において9月末に開示可能な需要は、前年度の実績需要であり、その実績需要を活用したとしても、当該年度の予測需要を修正するに止まるため、当該年度において適用されている将来原価方式による接続料により、予見性の向上は十分図られているものと考えます。</p>	<p>○ 接続料の算定期の早期化については、現在、年度末の届出となっているところ、MVNOからは従来から強い要望がなされており、また、予測と実績の乖離を精算により調整することとなると、支払額の確定が実績年度の翌年度末</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>また、接続料については、多くの事業者の事業収支に大きな影響を及ぼすものであるため、当社は、法令・ガイドラインに則り、厳密な算定を行っております。この点、MVNOからも、早期化に伴う算定精度の低下を懸念する意見提出がなされ、具体的な時期として第3四半期頃の算定・通知を求められているところであり、制度設計においては、早期化と算定精度の両面への配慮が求められているものと理解しております。以上の点に加え、第二種指定電気通信事業者からは、算定に係る負担を懸念する意見提出がなされていることを踏まえれば、需要の開示については、MVNOの事業計画策定に必要とされる第3四半期が適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>になるため、予見性の面で課題が残ることから、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保に向けて、必要な取組と考えます。その時期については、MVNO委員会からの要望を踏まえ、予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までとすることが適当と考えます。なお、算定時期について、努力目標とすべきとの御指摘については、その早期化は、確実に図られるようにすることが適当と考えます。</p>	
<p>○ 実績値の算定を実施している現状においても、各種算定プロセスの積み上げにより、毎年度年明けまで算定期間に要しているところ、来年度以降は将来予測値を毎年度算定することとなる点を踏まえれば、作業工数や算定上の複雑性が大幅に増すことが容易に想定されることから、現時点で提示された時期（毎年12月、2月末等）までに算定を行うことについては確約することは不可能です。</p> <p>将来原価方式の算定立ち上げ時期であることや、そもそも将来原価に基づく予測値の算定を導入するのであれば、それによってMVNOへの予見性は確保できることから、MNOの負担が急激に増大するという実情もご理解頂き、算定期間について、少なくとも当面の間は目標時期程度の位置づけとして頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 需要の対前算定期間比の開示時期については、予測と実績の乖離をある程度予想できるようにすることが重要と考えられることから、早期化を図ることが適当と考えます。具体的には、MVNOの事業環境を踏まえれば、需要の対前算定期間比については、遅くとも9月末から開示されるようにすることが適当と考えます。</p> <p>なお、個別開示とするか否かについては、総務省において、二種指定事業者の意見も聞きつつ、適切に判断することが適当と考えます。</p>	
<p>○ 将来原価方式による接続料算定を仮に導入する場合には、同方式による算定に加え、予測と実績の乖離の調整に必要となる従来の実績原価による算定も必要となってくるなど、単純に倍の算定作業を要することになると想定されます。</p> <p>このため、実績値等の算定期間については、努力目標という位置付けに留めるべきと考えます。</p> <p>また、「需要の対前年度算定期間比」についての事前の情報提供の時期については、一種指定事業者の情報提供時期と揃え、「可能な限り10月末から」に変更すべきと考えます。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>なお、「需要の対前年度算定期間比」についての事前の情報提供については、「公表」ではなく、情報開示の仕組みにて、MVNOからの求めに応じて「個別開示」するものという位置づけにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見12</p> <p>● 報告書案に賛同。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 予測値の算定期間及び実績値の算定期間の早期化・明確化及び需要の対前算定期間比の情報開示時期の明確化については、MVNOの事業計画策定の観点から、予見性の確保に資すると考えるため賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>接続料算定の精緻化</p>		
<p>意見13</p> <p>● 接続会計は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保しており、事業者間比較等による検証により直ちに直視を求められることは適切ではない。</p> <p>(同旨3者)</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 当社はこれまでも法令・ガイドラインに則って接続料算定の精緻化に努めており、適正性は確保されているものと考えられるため、事業者にとって過度に負担となる接続料算定の更なる精緻化は不要と考えます。</p> <p>配賦方法についても、公認会計士の監査の元、各費用、資産の特性に合わせ、接続会計にて役務別の配賦を行っていることから問題ないものと考えており、配賦の在り方について、改めて検討する必要はないものと考えます。</p> <p>また、原価の算定方法の精緻化の観点から、第二種指定事業者間の比較により費用の配賦・抽出を検証するとされておりますが、各事業者の設備の構成や人員配置、費用構造等は異なるため、費用の配賦等について、比較による検証は馴染まないものと考えます。</p> <p>○ 設備容量は企業のネットワークにおける戦略に基づいて設定を行っているものであるため、適正性の検証を行うものではないと考えます。</p> <p>設備を作るMNOは、急激なトラヒックの伸び等を勘案し、設備構築を行うことにより必要な帯域を確保しています。一方でMVNOは、必要な帯域だけを借りることが可能であることから、MNOとMVNOの間で費用負担の対象となる必要帯域に差が生じ不公平な状況となっているため、費用の応分負担の原</p>	<p>○ 接続料算定の精緻化については、本報告書案の内容を踏まえ、検討を進めることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>則に基づくのであれば、検証だけでなく、接続料の算定においても実トラフィックを用いることについて、今後検討を深めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>○ 各種検証にあたっては、下記の理由等により、事業者間の比較により、考え方に差異があることをもって直ちに問題であるとされるものでないため、適正性の検証の在り方やルール整備の必要性やその範囲も含め、議論する必要があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 費用については、各社共、接続会計監査により適正性が担保されていること - 需要については、設備容量を用いている現状において、ユーザ特性等によりネットワークの設計ポリシーに事業者毎の差異が当然存在すること <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ 現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、競争関係にある特定の二種指定事業者の実トラフィックなどを公表することは、競争相手に対して競争手段の具体的な内容が予測されてしまうことに繋がる虞があることから、行うべきではないと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見14</p> <p>● 報告書案に賛同。検証により原価及び需要の算定根拠の適正性が確保されることを期待。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>【原価】</p> <p>○ 賛同いたします。</p> <p>「接続料の算定における費用の配賦・抽出」における実態についての検証を、接続料の算定に関する研究会にて行っていただくことにより、原価の算定根拠の適正性が確保されることを期待しております。</p> <p>仮に実態の検証において適正性に疑義がもたれるような場合には、二種指定事業者とMVNOが同等の情報を元に事業運営することが可能となるよう、更なる制度整備の検討を進めていただければと思います。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料算定の精緻化については、本報告書案の内容を踏まえ、検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>【需要】</p> <p>○ 賛同いたします。</p> <p> 需要の算定根拠の実態についての検証を、接続料の算定に関する研究会にて行っていただくことにより、適正性が確保されることを期待しております。</p> <p> 仮に実態の検証において適正性に疑義がある場合は、二種指定事業者とMVNOが同等の情報を元に事業運営することが可能となるよう、更なる制度整備の検討を進めていただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>		

・第2章 NGNの県間通信用設備の扱い

意見	考え方	修正の有無
BE県間接続・優先パケット県間接続		
<p>意見15</p> <p>● PPPoE方式について経済的に複製可能性がある旨の記載があるが、必ずしも経済的に同じ条件で複製できるわけではない。また、不可避性の議論については両方式について検討いただきたい。(同旨2者)</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ PPPoE方式について経済的に複製可能であるとの記載がありましたが、県間区間伝送機能に相当する接続方式をISP事業者が自前、または他の電気通信事業者から調達した回線を使って構築する場合、各県ごとに網終端装置を設置し、コロケーションを契約して個別に相互接続をする必要があります。一方で、NGNの県間区間伝送機能を用いる場合、これはNGNの網内で県間通信を行い、網終端装置そのものを1台に集約することができるため、経済的に同じ条件で複製できるわけではありません。</p> <p>また、IPoE方式とPPPoE方式において、県間区間伝送機能の接続料に差が生じた場合、PPPoE方式とIPoE方式との間での接続条件の同等性確保の問題が生じてしまう問題も生じてきます。</p> <p>よって、不可避性の議論については、PPPoE方式とIPoE方式の両方式について、検討していただくよう要望します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ PPPoE方式について、県間通信機能はISP事業者において経済的に複製可能(であるから代替性がある)との趣旨で記載がありましたが、県間通信機能を使う場合はNTT東西のNGNの中で(一般中継系ルータ交換伝送機能の途中において)県間通信が行われ、網終端装置自体を1台に集約することができるのに対し、ISP事業者が自前で同様の設備を構築する場合、網終端装置を各県に設置した上、コロケーションも契約して自社専用の広域NWを構築することになります。PPPoEにおいて単県での接続がしやすく、単県と広域化を自由に選べることに間違いありませんが、「経済的に複製可能」かどうかはもう一度検討いただきたいと考えます。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<p>○ PPPoE方式のBE県間接続については、各県にPOIが設置されており、少なくとも、ユーザ数が多い場合やエリア限定での事業展開をしている場合については、基本的に経済的に複製可能性があり不可避性はないと考えられます。</p> <p>○ いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見16</p>	<p>考え方16</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● I P o E接続によるBE県間接続について、不可避性は存在しないと考える。「経済的な複製可能性」については総合的に考察すべきものであり、「不可避性」の判断は他の要素も含めて広く考察し、制度による対応の必要性について議論いただきたい。また、優先パケット県間接続も同様に不可避性は存在しないと考える。</p>		
<p>○ I P o E接続によるBE県間接続について、「不可避性が生じていると現時点では考えられる」との考え方が示されていますが、以下の点を踏まえると、当社としては、不可避性は存在しないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ベストエフォートのサービス（インターネット接続等）は、県間通信設備を用いないPPP o E接続でも実現可能であること。 - POIを設置した場合、県間通信用設備は、「自前構築」、「中継事業者からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」の複数の選択肢の中から接続事業者にとって最適な方法を選択できる環境にあり、「当社の県間通信用設備の利用」を行うかどうかについて、接続事業者自身が経済合理性で判断し、現に多くの接続事業者が「自前構築」または「中継事業者からの調達」により県間通信用設備を準備していること。 - 当社としては、東京・大阪以外の道府県においてもPOIの設置を進めていること。具体的には、第二次報告書取りまとめ以降、東日本で3箇所3POI（埼玉、神奈川、北関東ブロック）、西日本で4箇所8POI（広島、中四国ブロック、兵庫、関西2ブロック、愛知、東海ブロック、大阪、関西1ブロック）と拡大しており、今後も要望に応じて、POI増設の検討を行う考えであること。 - 上記取組みの結果として、ブロック集約POIや各県POIとの接続が進展していること。 <p>また、不可避性があること理由として、「BE県間接続の不可避性を考えた場合には、各接続事業者（VNE）が、POIの全都道府県への設置及び自前の県間ネットワークの構築・調達を行うことと、BE県間接続を利用することとを経済的に比較しているとして、全てのVNEが後者を選択している等の現状踏まえると、BE県間接続について経済的な観点で複製可能性を認めることは困難」との考え方が示されていますが、県間通信サービスが競争状況にある中で、「自前構築」、「中継事業者からの調達」ではなく「当社</p>	<p>○ I P o E方式のBE県間接続については、経済的な観点で複製可能性を認めることは困難であり、不可避性が生じていると現時点では考えられます。</p> <p>○ 優先パケット県間接続についても、これを用いずに優先パケット関係機能を利用する事例はなく、また、同機能は基本的機能でもあることから、不可避性が生じていると現時点では考えられます。</p> <p>○ 仮にこれらの理解と異なる説得力のある意見が表明された場合には、改めて検討することとしており、不可避性が存在しないと主張するのであれば、全都道府県にPOIを設置した場合における接続事業者の費用負担の試算などの具体的データを提示した上で、本研究会の場で議論することが必要と考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>の県間通信用設備の利用」をVNE事業者自身が経済合理性で判断していると考えられるところ、当社を選択している事象をもって制度による対応の必要性が認められることは不適切と考えます。</p> <p>当社としては、上述のとおり、「経済的な複製可能性」とは単に結果事象だけで判断すべきものではなく、県間通信市場における競争の実態や、その中でVNE事業者がどのような考えで県間通信を選択しているのか等を踏まえ、総合的に考察すべきものと考えます。その上で、「不可避性」の判断については、「経済的な複製可能性」という視点のみならず、他の要素も含めて広く考察し、真に問題となる点を明確化した上で、制度による対応の必要性について議論いただきたいと考えます。</p> <p>なお、優先パケット県間接続についても、上記と同様に、ブロック集約POIや各県POIとの接続が可能であることから、不可避性はないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoE方式について、NGNの県間区間伝送機能に代替性がないとしている点は、報告書案のとおり。(同旨2者) ● 報告書案に賛同。県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、どの県間設備用途においてもその不可避性は自明であると考えます。BE県間接続料の料金低廉化に関する検討、優先パケット県間接続料の再算定については、引き続き本研究会において検討が必要と考える。 	<p>考え方17</p>	
<p>○ IPoE方式について、NGNの県間区間伝送機能に代替性がないとしている点は、報告書案のとおりであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 県間接続料の低廉化・再算定については、NTT東日本・西日本において検討する旨の表明があったことから、同社において適切に検討が</p>	

○ BE県間接続、優先パケット県間接続について「IPoE接続の利用に当たり不可避性を有するBE県間接続料については、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を将来にわたり確保する観点からは、通常は制度による対応の必要性が認められる」との本報告書案に賛同します。そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、どの県間設備用途（BE県間、優先パケット県間、IP音声県間）においてもその不可避性は自明であると考えます。なお、機器の低廉化については東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東日本殿」といいます。）、及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT東西殿」といいます。）も認めているところ、特にBE県間接続料については地理が異なるNTT東西殿間で料金が同一であること、5年以上も接続料水準が変わっていないことを踏まえると、早急な制度対応が必要と考えます。

また、「IPoE接続によりNGN県内設備を利用する場合におけるBE県間接続の不可避性を考えた場合には、各接続事業者（VNE）が、POIの全都道府県への設置及び自前の県間ネットワークの構築・調達を行うことと、BE県間接続を利用することを経済的に比較しているとして、全てのVNEが後者を選択している等の現状を踏まえると、BE県間接続について経済的な観点で複製可能性を認めることは困難であり、不可避性が生じていると現時点では考えられるところである」との本報告書案について賛同します。

本件に関し、NTT東西殿は単県POIの選択（自前構築）があることを理由に、不可避性はないと言及していますが、①NTT東西殿はFTTH市場（小売市場）の約67%のシェアを占めており（※1）、規模の経済から自前構築による経済的な複製可能性は低いこと（図1参照）、②マイグレーション後のIP音声接続では東阪2POIに集約することが経済性・効率性・信頼性の観点から妥当とされたことから、IPoE接続においても、本来東阪2POIとすることが合理的であると考えます。

仮に、上記①、②の状況があっても尚、接続事業者が経済的な比較として単県POIを要望・選択することがあれば、むしろ逆説的に現状のNGN県間接続料が高いことの証左であると考えます。

※1：電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート（案）

行われることを期待します。

○ また、本研究会で同社の自主的取組について説明を受け、必要な場合には総務省から更に詳細を調査し又は指摘を行うなどの検証作業を行い、料金算定の適正性に関する理解を深めていくことが適当と考えます。

NTT東西殿はFTTH市場(小売市場)の約67%のシェアを占め大規模な県間設備を構築可能であり、VNEがそれぞれ県間設備を手配するケースと比較すれば規模の経済性からNTT東西殿が県間設備を構築したほうが安価ではないか

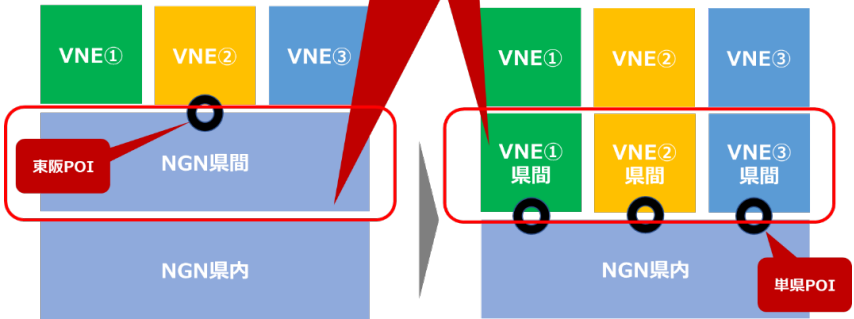


図 1

なお、本報告書案には「NTT東日本・西日本からコストの低廉化に応じた料金の低廉化を検討するという考えの表明や優先パケット県間接続料を改めて算定するとの考えの表明があったことも踏まえると、まずは、本研究会でNTT東日本・西日本の自主的取組について説明を受け必要な場合には行政から更に詳細を調査し又は指摘を行うなどの検証作業を行い、料金算定の適正性に関する理解を深めていくことが適当であると考えられる。」とありますが、BE県間接続料の料金低廉化に関する検討、優先パケット県間接続料の再算定について、NTT東西殿から具体的なスケジュールを示して頂き、引き続き本研究会において検討が必要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

意見	考え方	修正の有無
<p>意見18</p> <p>● 報告書案に賛同。(同旨2者)</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 日本のインターネット普及と利用促進の観点から、NTT東日本・NTT西日本が県間接続料金の低廉化について検討することを歓迎します。その料金の検討に当たっては、合理的な基準に基づいて算定して頂くことを要望します。</p> <p>【NGN IPoE協議会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	
<p>○ NGNの県間通信用設備の扱いについて、「NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じるか否かという観点で論じることが適当、(略) またその際は別の代替的なネットワークを構築するとすれば割高になるか否かという、経済的な複製可能性の考え方を踏まえることが適当である」との「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書(案)」(以下、「第三次報告書(案)」という。)の考え方に賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		<p>無</p>
<p>IP音声県間接続</p>		
<p>意見19</p> <p>● 当事者間の協議の中で公平性・透明性を確保していくべきであり、新たな規律は不要と考える。制度対応の検討を行う場合には、全ての事業者に対して、等しく一律の規律が適用されるべきと考える。</p> <p>● 報告書案に賛同。IP網移行開始の2021年1月に向けて、本研究会の中で議論され、制度化されることは必須であると考えます。</p> <p>● IP音声県間接続のような利用の不可避性が高い県間通信用設備については、一種指定設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保されるとともに、IP網への移行までに制度対応を完了させることが必要。また、着信課金呼等においては、着信側設備について接続料を支払う場合と同様に制度対応をすることが必要。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>○ 当社は、IP音声県間接続はこれまでと同様、当事者間の協議の中で公平性・透明性を確保していくべきであり、新たな規律は不要と考えますが、仮に報告書案にあるように「IP網への移行が始まるまで(ひかり電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで)に、制度対応を完了させることが適当」として制度対応の検討を行う場合には、以下の点から、IP音声県間接続における不可避性が接続事業者間で対称・対等であることを踏まえ、全ての事業</p>	<p>○ IP音声県間接続については、将来にわたり協議上の実質的課題が生じることを防ぎ、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を確保するため、制度により担保する必要があると考えます。</p> <p>○ 制度の内容については、報告書案にあるとお</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>者に対して、等しく一律の規律が適用されるよう検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IP音声県間接続は、トラフィックが縮小傾向となっていることを踏まえ、経済性の観点から全体最適となるようにネットワークを構築するため、関係事業者間で相互接続点を東日本：東京、西日本：大阪に集約設置することについて同意したものです。また、IP音声県間接続は、原則二社間の直接接続となり、お互いが「繋ぐ機能POI」までの県間通信用設備を準備し、他方の事業者の県間通信用設備を含めたネットワークを必ず利用することとなるため、当社と他事業者が対称・対等な関係での接続となること。 - 報告書においても、「着信側の設備を発信側事業者が不可避免的に利用することは、着信側がNGN又はMNOでなくとも生じる現象であり、そのため第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備以外の県間伝送路との接続に係る接続料・接続条件に関する考え方については、今後の検討課題になり得るものと考えられる。」と記載されているとおり、当社のネットワークのみが不可避免的な利用とはならないため、少なくとも当社のみには非対称な規制を課すことは適当ではないこと。 - そもそも、着信側の不可避性については、県間のみではなく県内においても同様に存在していることも踏まえれば、他事業者が設定するものも含め、全ての着信側接続料に共通的に、公正な競争環境と接続の迅速性等確保の観点から接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を将来にわたり確保する必要があること。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>り、「具体的な在り方については、接続形態の対称性や交渉力の差の有無などの要素を考慮しつつ、今後検討を深める」ことが適当と考えます。</p>	
<p>○ 「IP音声県間接続は、より多様な事業者により利用されるであろうことを踏まえると、接続の迅速性確保の観点から対応の必要性が一層高いものであるため、IP音声県間接続の接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性は、制度により担保する必要があるものと考えられる。さらに、携帯電話事業者については、基本的に第二種指定電気通信設備制度により、県間を含めて既に一定の規律が課されているものであり、その意味では、第一種指定電気通信設備と接続する場合に生じるIP音声県間接続が、特に制度による対応の必要性が高いものである。したがって、IP網への移行が始まるまで(ひかり電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで)に、制度対応※を完了させ</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ることが適当である。」との本報告書案について賛同します。</p> <p>NTT東西殿は、「繋ぐ機能POI」を介して接続することで対称・対等な関係であるとして当事者間の協議に委ねられるべきとの主張をしていますが、NTT東西殿はボトルネック設備を有し、接続協議において市場支配力を行使することが可能な市場支配的な事業者であり接続事業者と対等ではありません。事実、これまで事業者間協議を行ってきた接続事業者の経験上、情報提供が十分になされない等により、協議が長期化し、本研究会において取り上げられることで、初めて有意義的な情報開示がなされる等、進展が見られた等の事例があり、マイグレーション後は20を超える事業者がNTT東西殿と直接接続することを踏まえれば、個別に円滑な接続協議を進めることがこれまで以上に困難となることも容易に想定されるため、IP網移行開始の2021年1月に向けて、本研究会の中で議論され、制度化されることは必須であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ IP音声県間接続利用については、IP網への移行に伴い、IP網同士の接続が行われる場合のPOIの設置が東京・大阪の2ヵ所になる見込みであることから、東京・大阪以外のNTT東・西のひかり電話又はメタルIP電話の利用者に着信する場合はNGNの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得なくなります。そのため、IP音声県間接続のような、利用の不可避性が高い県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要である点を十分に考慮し、コロケーション等のように、第一種指定電気通信設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保される必要があります。</p> <p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書を受け、現状、県間通信用設備に関する手続方法や手続にかかる標準的期間については、認可接続約款に記載されましたが、接続料・接続条件については制度対応が行われていないことから、第三次報告書（案）で示されたとおり、IP音声県間接続の接続料・接続条件については、IP網への移行が始まるまで（ひかり電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで）に、制度対応を完了させることが必要です。</p> <p>また、着信側が利用者料金設定・請求を行う着信課金呼等においては、着信側が発信側設備について接続料を支払うため、NGNの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得なくなるという課題は同様であり、着信側設備について</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>接続料を支払う場合と同様に制度対応をすることが必要だと考えます。</p> <p>(例) 着信課金 福岡発東京着 (NTT東西発着) の場合</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見20</p> <p>● 報告書案に賛同。</p>	<p>考え方20</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。NTT東西殿の中継電話網の移行に伴い、NTT東西殿の加入者を一端とする通話は不可避免的にNGN県間通信設備を利用することになります。そのため県間通信設備については県内通信設備と同様に、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を制度的に確保し、電話事業者間における公正競争を確保していただきたいと考えます。これらの制度的対応により、BEトラヒックのコストの精緻化も進むものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	

・第3章 NGNのISP接続（インターネットトラフィック増加対応等）

意見	考え方	修正の有無
関門系ルータの増強の円滑化（PPP○E接続）		
<p>意見21</p> <p>● これまでも接続事業者が自由に増設できる接続メニューの提供、増設基準セッション数の緩和、地域事業者向け新たな網終端装置のメニューの提供等、インターネットトラフィック増加への対応を進めてきた。今後も、ISP事業者との協議等を踏まえ、更なる見直しについて検討していく考え。また、本研究会で提出しているトラフィックデータ等の客観的なデータ及び各事業者と連携して実施する取組状況について、今後も定期的に総務省に対して報告していく考えであり、総務省において当社（NTT東日本・西日本）からの報告内容をフォローアップにて役立てることが重要。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 当社は、これまでも接続事業者が自由に増設できる接続メニュー（D型）の提供、増設基準セッション数の緩和（一律20%引き下げ）、さらに地域事業者向け新たな網終端装置のメニューの提供等、インターネットトラフィック増加への対応を進めてきました。</p> <p>今後も、PPP○E方式・IP○E方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のトラフィックの状況（帯域使用率）や、増設基準の見直しに伴うISP事業者からの増設申込状況等の個別状況について、継続して当社と接続するISP事業者と協議の上、確認を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しについて検討していく考えです。また、関係団体等よりご意見いただいている現在よりも容量の大きい網終端装置については、今後、具体的な要望をいただければ、要望内容に応じて金額・条件等を具体化の上、協議を行う考えです。</p> <p>また、当社より本研究会で提出しているトラフィックデータ等の客観的なデータ、具体的には「NGNにおけるインターネットトラフィックの動向」、「PPP○E接続におけるISP事業者との対応状況（各様様の増設要望）」、「網終端装置の増設による帯域使用率の改善状況」等については、今後も定期的に総務省に対して報告していく考えです。その際、各事業者と連携して実施する取組み状況についても、あわせて報告を行う考えであり、総務省において当社からの報告内容をフォローアップにて役立てていただくことが重要であると考えます。</p>	<p>○ C-20型等のメニューの適用がない場合にもC型等により円滑なインターネット接続が確保できることが前提であると考えます。</p> <p>○ その上で、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、これらについて継続的にフォローアップを行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西の報告資料のうちISPに係る部分については、ISP事業者が早い段階で事実確認を行う機会を設けるなどのプロセスが必要。 ● ISP事業者とNTT東西の双方が納得できる情報を提示したうえで議論できるようにしてほしい。 	<p>考え方22</p>	
<p>○ 研究会の議論は当事者双方が納得できる事実をもとに行う必要があることから、今後、NTT東西の報告資料のうちISPに係る部分については、ISP事業者が早い段階で事実確認を行う機会を設けるなどのプロセスが必要になってくると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 本研究会における事業者・関係団体からの説明資料に関して、関係事業者への事前確認や意識合わせについては、当事者間において意思疎通を図り、互いの事情に配慮しつつ合意・決定されることが適当と考えます</p>	
<p>○ 研究会の場でのNTT東西の網終端装置の混雑状況の公開について、あまり進んでいないような印象がありました。当社の場合、網終端装置ごとのリアルタイムトラヒックをwebページでエンドユーザ向けに公開しているため、本来は公開に積極的に協力したいと考えています。しかし、公開の方法で折り合わず（「県ごとのすべての網終端装置の平均」という方法では、実際に利用者が経由する網終端装置の混雑状況を反映できなかったため）、公開希望なしとして扱われてしまいました。公開の条件を揃えるというNTT東西の立場もあると思いますが、このようなやりとりの行き違いをなくし、ISP事業者とNTT東西の双方が納得できる情報を提示したうえで議論できるようにしてほしいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【EditNet株式会社】</p>		無
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書案に賛同。セッション数をベースとした増設基準を採用する限り、今後も1契約当たりのトラヒックの状況を十分に反映させていくことが必要。C型等の本来の網終端装置で円滑なインターネット接続が可能でなければならない旨が示されており、総務省においても確実なフォローアップが必要。混雑の目安として、「70%以上」が当面の数値として掲げられているが、網終端装置の増設には工期がかかることから、申込み可能な基準ではなく、これを上回らないように増設の申込みが可能な基準として明記すべき。また、今後新たな網終端装置メニューが導入される際、現行の網終端装置 	<p>考え方23</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>の配賦割合が変わらないよう、総務省においては適切に確認いただきたい。 (同旨3者)</p>		
<p>○ 当協会から要望した内容に沿うとともに、NGNのスループット低下の原因や今後の対応方針などを具体的に盛り込んだものであり、報告書案に賛同します。</p> <p>63ページにも記載のある通り、セッション数をベースとした増設基準を採用する限り、今後も1契約当たりのトラヒックの状況を十分に反映させていくことが必要になります。</p> <p>同ページで、D型、C-20型などについて、「ISPが追加的、個別専有的に設備を増強させる必要があるときに適用されるもの」と位置づけ、あくまでもC型等の本来の網終端装置で円滑なインターネット接続が可能でなければならない旨が示されています。この点が確実に担保されるよう、総務省におかれても確実なフォローアップが必要です。</p> <p>混雑の目安として、64ページ「※1」において「70%以上」が当面の数値として掲げられましたが、網終端装置の増設には工期がかかることから、申込み可能な基準ではなく、これを上回らない基準として明記すべきと考えます。</p> <p>網終端装置の増設基準などの問題について、当協会はD型やC-20型について、本来NTT東西が負担すべき部分をISP事業者負担させるものとして、NTT東西が一方向的に負担割合（ISP事業者が負担する閾門系ルータ交換機能と、NTT東西の利用部門が負担する一般中継系ルータ交換伝送機能の配賦割合）を変えるような行為があってはならないと主張してきました。現在の網終端装置のラインナップが揃ってから年数が経過していることや、NTT東西からは現在よりも容量の大きい網終端装置の導入についても前向きに取り組む姿勢が示されたことから（令和元年（2019年）8月9日付NTT東西再意見書）、今後新たな網終端装置の導入が予想されます。その際に現行の網終端装置と比べて費用の配賦割合が変わっていないよう、適切に確認いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 網終端装置の接続メニューにおいて、現に利用している網終端装置の台数（増設基準ありのメニューの台数に限り、利用を開始していないが利用の申込みを行った台数を含む。）が別で定める台数（30台とされる予定）以下である接続事業者を対象とする区分を新たに設けることとする第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更が令和元年8月26日に認可されたところです。</p> <p>○ 上記により、帯域使用率が改善されることを期待しており、総務省においては引き続きトラヒック状況等のフォローアップを行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、報告書案における「70%以上」の記載は、フォローアップを行うに当たり、地域・事業者ごとの網終端装置におけるトラヒック状況（帯域使用率）の数値を評価するに当たっての目安として挙げたものです。</p>	<p>無</p>
<p>○ 全体を通して、NGNの通信速度低下の原因や対応方針を具体的に記載しており、よい報告書案に仕上がっていると思います。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>セッション数を基準に増設基準を考える限り、1契約あたりのトラヒックが伸び続ける状況が十分反映される必要があります。63ページでは、あくまでもC型等の普通の網終端装置で円滑なインターネット接続が可能でなければならないことが示されています。増設基準が速度改善のネックにならないよう、総務省には適切なフォローアップをお願いします。</p> <p>混雑の目安として、64ページの「※1」では「70%以上」という当面の数値目標が盛り込まれました。網終端装置には工期がかかることを考えると、「70%を超えたときに増設申込みが可能」とすれば混雑問題が生じてしまうことから、「70%を上回らないように増設できるよう申込みが可能」と考える必要があると考えます。</p> <p>また、NTT東西は2019年8月の再意見書の中で、1Gbpsを超える網終端装置について前向きな見解を示していることから、今後新たな網終端装置メニューが導入されると思います。網終端装置の費用負担は、インタフェース（相当）部分をISP事業者、残りをNTT東西（利用部門）が負担するルールが確立していますが、新しい網終端装置の導入のときにこの配分比率が変わらないよう、総務省でも認可申請などのときに適切にフォローくださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>IP電話事業者のIPネットワークの設備管理においても、セッション数(ユーザ数)ベースでの基準ではサービス品質を保つことはできないため、IPのトラヒックをベースに運用・増設しております。</p> <p>昨今高度に普及が進んでいるリアルタイム性を有するアプリケーションではネットワークの品質劣化がサービスの品質劣化(ユーザエクスペリエンス)に直結します。特に、インターネットTV会議等は、政府が進める働き方改革の実現手段として活用が進んでいくことが想定されていることから今後より重要なものとなります。NGNやISPのネットワークを管理する関係事業者等におかれては、これからもトラヒックの増加に応じた設備を適切に増設・管理していただくことを期待します。また、総務省殿にはトラヒックの動向を注視しながら引き続き適切な議論を行っていただくことを期待します。なお、「※1」の70%の基準については増設工事の着手タイミングではな</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>く維持すべき上限値(増設完了タイミング)の目安としての基準としていただくことを要望します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書案に賛同。エンドユーザの利便性を損なわないよう継続的な検討が必要なものと考えます。 ● 報告書案に賛同。C型等による円滑なインターネット接続という前提が崩れるような状況になっていないかを確認することが重要。状況変化に合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われるよう、着実なフォローアップが実行されることを希望。 	<p>考え方24</p>	
<p>○ 「円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善してことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当」との結論は、引き続き妥当と考えられ、また、「そのフォローアップは、今後は、次の方法によることが適当と考えられる。(以下略)」との本報告書案に賛同します。</p> <p>今後もトラヒックは増加し続けることから、定期的な見直しや事業者からのニーズ等を踏まえ、その状況変化に合ったメニューの設定や基準の見直しが行われることが望ましいため、エンドユーザの利便性を損なわないよう継続的な検討が必要なものと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ トラヒック増加への対応については、C型等の接続メニューによる円滑なインターネット接続の確保を前提に、事業者ニーズ、トラヒック状況等を踏まえ対応することが必要であり、総務省においてフォローアップすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 第三次報告書(案)で示された、今後のフォローアップにおける具体的な方法①から⑥に賛同いたします。</p> <p>特に、接続事業者の網終端装置のコスト負担についてはC型等のようにインターフェース部分のコスト負担ということが基本であり、基本的な接続メニューであるC型等により、フレッツ光の基本的なサービス品質(※)が確保されているのか否かを確認すべきであることから、「② C型等による円滑なインターネット接続という前提が崩れるような状況(小規模な事業者を含む多くの接続事業者によってC-20型等又はD型が必要とされるような状況)になっていないかを確認すること」という点は重要であると考えます。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>今後も時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われるよう、着実なフォローアップが実行されることを希望いたします。</p> <p>（※）フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT東・西がNGN網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
参入可能性の確保と費用負担の適正化（IPoE接続）		
<p>意見25</p> <p>● 「直接接続事業者の上限」の拡大が困難な状況に変わりはなく、現時点では円滑な接続を阻害する状況には至っていないと考える。「接続用ポートの小容量化」については、具体的な要望があった場合、その要望内容に応じて金額・条件等を具体化の上、協議を行う考え。「POIの増設」については、第二次報告書取りまとめ以降拡大しており、接続事業者との新たなPOI増設に係る要望に関する協議を踏まえ、順次、POIの増設に取り組んでいる。</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ 「直接接続事業者の上限」の拡大については、当社収容ルータの性能上限に起因する制約であり、これを拡大するためには収容ルータの更改が必要です。収容ルータの更改には多大な費用が必要となることから、「直接接続事業者の上限」の拡大が困難な状況に変わりはありません。</p> <p>○ また、現在、IPoE接続を行っている事業者は6者であり、その他接続申込があった2者以後、2019年7月末時点で新たな接続申込をいただけない状況から、上限に対しなお半分の空きがあるため、現時点では円滑な接続を阻害する状況には至っていないものと考えています。</p> <p>○ なお、EoL等に伴い、収容ルータの更改等を行い、その制限を緩和する際には、事前に情報開示を行う考えです。</p> <p>○ 「接続用ポートの小容量化」については、「既存ゲートウェイルータのポートを変更（100G用のスロットを1G用に用途変更）する案」や「既存ゲートウェイルータに小容量専用装置を接続（100Gポートに小容量専用の装置を接続）する案」であれば技術的には実現可能な見込みであり、これについては、接続料の算定に関する研究会（第8回、第14回）や一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会会員企業への説明会（2017年</p>	<p>○ 「直接接続事業者の上限」については、一般に、今後の接続の支障となり得る要因はできる限り除去していくことが適当であると考えられ、現に直接接続事業者数が16に達していないことをもって、取組が不要であることにはならないと考えます。このことから、NTT東日本・西日本において、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 「接続用ポートの小容量化」については、NTT東日本・西日本において、接続事業者・関係団体等と協議を行い、具体的な要望を踏まつつ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>10月)にて説明させていただきました。今後、具体的な要望をいただければ、要望内容に応じて金額・条件等を具体化の上、協議を行う考えです。</p> <p>○ 「POIの増設」については、第二次報告書取りまとめ以降、東日本で3箇所3POI（埼玉、神奈川、北関東ブロック）、西日本で4箇所8POI（広島、中四国ブロック、兵庫、関西2ブロック、愛知、東海ブロック、大阪、関西1ブロック）と拡大しており、接続事業者との新たなPOI増設に係る要望に関する協議を踏まえ、順次、POIの増設に取り組んでいるところです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「POIの増設」については、NTT東日本・西日本において、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、これらの点については、関係事業者・団体からの説明等を踏まえ、本研究会においてその状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見26</p> <p>● IPoE方式の参入可能性の拡大について、引き続き状況を注視するとされていることは妥当。ただし、現時点でIPoE方式とPPPoE方式では参入可能性に大きな差があることから、両方式の間で公正な競争ができることについても、同時に注視していただきたい。</p> <p>● 現時点でPPPoEとIPoEでは参入のハードルに大きな差があるため、参入可能者数の撤廃や参入ハードルの引下げ、方式間の公正競争に向けて、総務省においては引き続き監督していただきたい。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ 当協会の主張をふまえる形で、IPoE方式の参入可能性の拡大について、引き続き状況を注視するとされていることは妥当です。</p> <p>ただし、現時点でIPoE方式とPPPoE方式では参入可能性に大きな差があることから、両方式の間で公正な競争ができることについても、同時に注視していただきたいと考えます。</p> <p>例えば、先行する他事業者では10Gbpsなどの1Gbps超のサービスが提供されていますが、PPPoE方式は網終端装置のインタフェースが1Gbpsであるため、このままでは1Gbps超のサービスを提供できません。一方、IPoE方式では10Gbpsや100Gbpsのゲートウェイルータが導入されているため、もしIPoE方式でより高速のサービスを先行提供するようなことがあれば、PPPoE方式の接続条件が実質的に劣後し、PPPoE方式で接続する事業者は競争上も劣勢を強いられることとなります。このことは、IPoE方式の導入の認可にあたって、平成21年8月6日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申別添の「考え</p>	<p>○ IPoE方式とPPPoE方式の技術的な相違点等を前提として、両方式の間での公正競争の動向について把握する必要があるものと考えます。</p> <p>○ ついては、本研究会において、引き続き、関係事業者・団体からの要望に応じて必要な説明を受けるなどして、その状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>方5」※において示された懸念と同様の問題であり、提供時期や価格などの条件において、PPPoE方式がIPoE方式に劣後しないようにすることが必要です。</p> <p>なお、第2章の「BE県間接続に係る論点」において、PPPoE方式における県間伝送路は経済的に複製可能との考えが示されていますが、これもPPPoE方式とIPoE方式での条件の同等性が前提の議論である点に注意が必要と考えます。</p> <p>※ http://www.soumu.go.jp/main_content/000033625.pdf 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ 現時点でPPPoEとIPoEでは参入のハードルに大きな差があるため、参入可能者数の撤廃や参入ハードルの引き下げに向け、今後も取り組みが必要と思います。また、参入者数に大きな差が出ている現状をふまえ、方式間の公正競争についても同時に確保していく必要があります。</p> <p>例えば、NGN以外のインターネット接続サービスでは、既に1Gbpsを超えるサービスが提供されていますが、NGNのPPPoEでは網終端装置が1Gbpsのため、このままではより高速なサービスが提供できません。この点は今後、新しい網終端装置が導入されることで解決される見込みではありますが、IPoE方式では既に10Gbpsや100Gbpsのゲートウェイルータが使われているため、もしIPoE方式で先行してより高速なサービスが提供されるようなことがあれば、PPPoE方式の接続条件が実質的にIPoEに劣ることになるため、PPPoE方式のISP事業者は競争上不利な条件になります。このことは、NGNにおけるIPoE方式が認可されたときに情報通信行政・郵政行政審議会が答申した「考え方」でも懸念が示された問題と共通するため（平成21年（2009年）8月6日付同審議会答申書における「考え方5」）、PPPoE方式がIPoE方式よりも不利な競争条件とならないよう、総務省には引き続き監督くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見27</p> <p>● IPoE接続について接続料の算定方法が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望。</p>	<p>考え方27</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ IPoE接続について「特定県等域のみでの接続」「直接接続事業者の上限の緩和」「接続用ポートの小容量化」及び「POIの増設」等を実現するに当たり、接続料の算定方法が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【NGN IPoE協議会】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本と接続事業者・関係団体等との間で、それぞれの課題や解決方法等について検討・協議が行われることが適当と考えます。</p> <p>○ また、関係事業者・団体からの説明等を踏まえ、本研究会においてその状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

・第4章 NGNのコストドライバ

意見	考え方	修正の有無
意見28 ● 報告書案に賛同。	考え方28	
○ NGNのコストドライバに関する今後の対応について、第三次報告書（案）に示された考え方に賛同いたします。 <div style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</div>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

・第5章 接続に関する情報の取扱い及び団体協議

意見	考え方	修正の有無
情報の一部公表の在り方		
<p>意見29</p> <p>● 各種情報の積極的開示に努めているが、各情報の提供者が慎重に判断をせざるを得ない場合もあることに理解いただきたい。</p>	<p>考え方29</p>	
<p>○ 当社は、電気通信市場における公正競争を促進し、電気通信全体の均衡ある発展を図るとの観点にたつて、電気通信事業を運営する上で生じる各種情報の積極的開示に努めております。</p> <p>○ しかしながら、技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項については、各情報の提供者が慎重に判断をせざるを得ない場合もあることにご理解をいただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 個別事業者のみに関する非公表の情報など一般公表した場合には各事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられる情報や、公共安全等に支障を及ぼすおそれがあると考えられる情報も存在するため、一律に全ての情報の一般公表や開示が行われることは適当ではないと考えます。</p> <p>○ そのため、それぞれの情報の取扱方法は、その情報の性質及びそれを取り巻く状況に照らして、その情報の取扱者により、適切に判断されることが重要と考えます。</p> <p>○ その上で、各事業者・団体の要望・意見等を踏まえつつ、少なくとも、多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であつて政策検討のため広く共有する必要があると考えられるものは、公共安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見30</p> <p>● 報告書案に賛同。(同旨3者)</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ NTT東西の立場、通信サービスの安全確保、政策検討上の必要性などのバランスに配慮したとりまとめになっていると考えます。</p> <p>特に、「多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であつて政策検討のため広く共有する必要があると考えられるものは、公共安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである。」との点は、NGNの混雑問題をめぐる議論で顕在化した問</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>題点を適切に反映しており、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ 通信設備の安全確保などについては、当社も重要なことであると理解しています。</p> <p>一方で、NGNの混雑問題において、増設基準（1台の網終端装置を共用するユーザの人数）は秘密保持契約の中にある（この点は現在も変わっていないと思われませんが、研究会などの資料で一般公開されたため、実質的に公開情報になったものと理解しています）、実際にサービスを利用するユーザに説明を果たせませんでした。</p> <p>また、当社のように規模が小さい場合、所属しているプロバイダー協会などの場で情報交換を行うことができれば、ひとつは技術的な細かいノウハウの交換によってサービスの改善につながりますし、どうしても規模が小さいほうが不利な立場におかれるNTT東西との交渉においても、力の差を少しでも埋めることができます。</p> <p>秘密保持契約は本来、相互に契約の相手方のノウハウや営業秘密を守ること、相手方の競争上の地位を不当に害するようなことを防ぐことが目的であると考えますが、第一種指定電気通信設備はそもそも競争の進展が進んでいない分野で大きなシェアを持っている事業者の設備が指定されていること、その接続条件は本来、接続約款により定められて一律に適用されること（事業法33条）、接続事業者であればNTT東西と秘密保持契約を結んで同一の情報を入手でき、接続事業者は一般的にNTT東西とも競争関係に立つことなどの事情を考えれば、一般の私契約と比べてNTT東西の競争上の地位の保護の要請は相対的に低いのではないかと考えられます。一方で、報告書案（74ページ）でも引用された研究会での意見にあるように、情報の非対称性を維持する方向に作用する弊害が大きくなっていることから、可能な限り一般公表とすることが望ましいと考えます。</p> <p>よって、報告書案に示された、「公共の安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである」という点は大変よい取りまとめであり、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>○ 接続に関する情報が公表されることは既存事業者間における公平性担保</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>効果だけでなく、新たに参入を検討している者にとっての参入可能性や事業等の予見性を高めることになり、競争が促進され、最終的に消費者の利益となることから報告書案に賛同します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
団体協議の在り方		
<p>意見31</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書案について賛同。交渉力や情報量の格差は存在するため、団体協議は必要であり、総務省の関与、フォローもお願いしたい。 ● 団体協議を実施しており、今後も、互理解及び情報共有の更なる促進に努める。 	<p>考え方31</p>	
<p>○ 当社はJAIPA殿と、研究会の議論を踏まえた第1回の団体協議を実施しており、今後も、情報の取り扱いを含め、議論を深めることで、相互理解及び情報共有の更なる促進に努めていきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 団体協議の取組に関し当事者いずれか一方の要望があり適当と認められる場合には、総務省はこれに関与し可能な限りフォローしていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 当協会から意見を表明した内容に沿うものであり、また、当事者の交渉力の差など、現在の接続制度の問題を丁寧に検討している報告書案として、賛同します。</p> <p>よりよいインターネット接続環境を実現するという目的の達成のためには、今後の運用や振り返りが適切に行われることが必要です。</p> <p>例えば現状の把握について、網終端装置のトラヒック状況の研究会への提供について、当協会の複数の会員から、対象となる網終端装置の範囲や平均の出し方などで、NTT東西と行き違いがあったと聞いています。NTT東西の報告資料についてISP事業者が早い段階で事実確認を行う機会を設けるなど、当事者双方が納得できる事実をもとに研究会が議論できるようにするなどのプロセスが必要になってくると考えます。</p> <p>報告書案にもある通り、交渉力や情報量の格差は歴然と存在するため、やはり団体協議は必要です。これについてはNTT東日本・西日本殿にもご理解をいただいております。今後さらに進めてまいります。また、総務省様の関与、フォローも引き続きよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見32</p>	<p>考え方32</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● 個別にNDAを締結している状況においても、同種の協議内容と類推されるものであれば、団体協議を行うことも考慮すべき。</p>		
<p>○ NTT東日本・NTT西日本と各接続事業者との間で個別にNDAを締結している状況において、協議の目的を鑑みて同種の協議内容と類推されるものであれば、それら接続事業者と団体協議を行うことも考慮することを要望します。 【NGN IPoE協議会】</p>	<p>○ 団体協議に参加する事業者の範囲については、団体協議を提案した当事者間において意思疎通を図り、互いの事情に配慮しつつ合意・決定されることが適当と考えます。</p>	無

・第6章 加入光ファイバとの接続

意見	考え方	修正の有無
加入光ファイバの耐用年数		
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの耐用年数見直しに伴う影響額を反映の上、再申請を行った。今後も総合的に検討した上で見直しを実施する。なお、関連するデータ等は基本的に一般公表できるものではないと考えるが、これまで同様、推計結果について研究会や総務省へ提供していく考え。 ● 経済的耐用年数については、見直しの結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当とする報告書案に賛同。なお、今回見直された耐用年数について、NTT東西が実施した試算を考慮すると、依然として実態と乖離している可能性が高いと考える。接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、検証結果を一般公表した上で、乖離が生じた場合には速やかに接続料金を見直すべき。また、経済的耐用年数の推計方法の妥当性や適正性について言及されていないことから、関連情報について開示することが適当。 ● 加入光ファイバの耐用年数の考え方に賛同。今後も実態を適正に反映した耐用年数となっているか検証し、その結果についてできる限り一般公表されることを希望。 	<p>考え方33</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回、光ファイバの耐用年数について、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討した結果、2019年度より見直すこととし、将来原価方式で算定している2019年度適用接続料について、耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施しました。 ○ 当社としては、今後も上記の要素を総合的に検討した上で見直しを実施する考えです。なお、「結果について認可申請時等にできる限り一般公表することが適当」との考え方について、関連するデータ等は当社の経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、耐用年数の見直しは当社が財務会計の適正化の観点から行うものであることを前提に、これまで同様、固定資産データを用いた光ファイバケーブルの耐用年数の推計結果について研究会や総務省へ提供していく考えです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。 ○ 総務省においては、NTT東日本・西日本の光ファイバの耐用年数の見直しに関する検討状況について、関連のデータ等の提供も受けて検証等を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 経済的耐用年数については「事業会計においても、接続会計においても、適時適切にこれを見直していく必要」があり、また「見直しの間隔が長期となると、使用実態との乖離が広がることとなる可能性が高いことは明らかである」ため、「加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などに行える限り一般公表することが適当」とする本報告書案に賛同します。</p> <p>なお、今回見直された耐用年数について、NTT東西殿が実施した試算では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていること、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮（シース）について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されていること等を考慮すると、依然として実態と乖離している可能性が高いと考えます。</p> <p>加えて、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の2019年度認可接続料と比べて、NTT東日本殿で-202円(-8.2%)、NTT西日本殿で-223円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度（当面の間は最長でも3年以内を目安）に検証を行い、その結果を確実に一般公表した上で、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料金を見直すべきと考えます。</p> <p>また、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（以下「二次報告書」といいます。）では「～NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い～」とされていますが、本報告書案では経済的耐用年数の推計方法の妥当性や適正性について言及されていません。</p> <p>つきましては、接続料の適正性・透明性をさらに高めるためにも、例えば「①今回の見直しにおいて採用された関数」、「②当該関数の採用基準」、「③採用した関数と光ファイバの親和性に関する基準（親和性が高いとは具体的に何か）」、「④採用した関数に係る決定係数、T値又はF値等の統計量、又は</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>これらの統計量により統計的に何が説明できているのか」、「⑤2008年度の推定方法との違い」、「⑥7つの関数の位置付け」等の情報について開示することが適当と考えます。特に⑥に関しては、今後もNTT東西殿が「7つの関数“の範囲内に収まっており、直ちに見直しが必要な状況には至っていない」と主張する場合は、少なくとも「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書（以下「一次報告書」といいます。）及び二次報告書で指摘されている事項（※2）について、本研究会等の場で十分な説明がなされる必要があると考えます。</p> <p>※2：一次報告書において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない。」と指摘されていること。また、二次報告書においても「『7つの関数』の中には決定係数が相対的に低い推計結果となっているものもあり、現行の経済耐用年数が『7つの関数』の関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から『直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていない』とのNTT東日本・西日本の主張（第一次報告書第5章参照）は説得力が十分でないと言わざるを得ない」と指摘されていること。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ 第三次報告書（案）に示された考え方に賛同いたします。今後も実態を適正に反映した耐用年数とするため、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見34</p> <p>● 報告書案に賛同。接続料の低廉化と提供エリアの拡大の両立に向けた議論が今後も進められることを期待。</p>	<p>考え方34</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。 光ファイバの接続料が耐用年数などの実態に合わせて見直され、料金が低</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>廉化することは、消費者の利益につながります。</p> <p>光ファイバが低廉な接続料で利用できることは、より高品質なインターネット接続の普及につながりますし、移動体通信の発展にも光ファイバは欠かせません。また同時に、都市部だけでなく地方にも高品質なインターネット接続をあまねく広めていくことも重要な課題です。接続料の低廉化と提供エリアの拡大の両立に向けた議論が今後も進められることを期待します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見35</p> <p>● 耐用年数を見直し、接続料を引き下げることについて賛同。ただし、接続料が連続で引き下げられたにもかかわらず、主要事業者の基本料金が値下げされていない。通信事業者に「基本料金」を見直す措置と「キャッシュバック」を続ける事業者への行政指導を検討いただきたい。</p>	<p>考え方35</p>	
<p>○ 耐用年数を見直し接続料引き下げに全面的に賛同します。</p> <p>ただ、2015年以降総務省主導で接続料を連続で引き下げたのにも関わらず、NTT、KDDI、SoftBank、So-net等の主要事業者の基本料金が値下げされていない事実にも目を向けてほしい。</p> <p>総務省としては基本料金値下げで、アナログ固定回線からユーザーが自発的に移行する狙いもあったのだろうが、アナログ回線の解約ペースが徐々に低下しこのままでは2023年時点で1200万回線が残存しユーザーからの要望で赤字垂れ流しの旧サービスを残存させその補填を税金投入で行わなければならない状況に置かれています。</p> <p>回線事業者各社は基本料金の値下げよりユーザーからもこれは不要と思われる不正「キャッシュバック」を行い続ける営業を改めようとせず、「キャッシュバック」が元凶の老人を騙して加入させるU-NEXT、Hi-Bitなど違法勧誘が後を絶たない状況です。</p> <p>また、小規模な小売店で複数サービスに対応したキャッシュレス決済の導入が進まない背景も決済端末（INFOX）は世代交代でほとんどの電子決済に対応した新型に置き換わったが、光回線の基本料が高く最低限のクレジットカード決済が利用できるアナログ回線の基本料金2,750円との差額を余計なコストがかかると意識され新世代の電子マネーやQR決済（より高速な通信環境を要求する）のを躊躇う元凶となっています。</p>	<p>○ 市場競争の下においては、電気通信事業者による工夫と競争によって各種サービスが提供され、利用者が提供条件を十分に理解した上で、自らのニーズに応じてサービスを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用できることが望ましく、その際、電気通信事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要であると考えます。</p> <p>○ 上記を前提としつつ、電気通信の健全な発達に支障を生じさせかねないものと明らかに認められる不正なキャッシュバック等の存在が認められる場合には、その適正化に向けた対応について総務省において検討する必要があるものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>今一度通信事業者に「基本料金」を見直す措置と「キャッシュバック」を続ける事業者への行政指導（業務停止命令も視野）を検討していただけないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
加入光ファイバの未利用芯線		
<p>意見36</p> <p>【総論】</p> <p>● 加入光ケーブルの敷設にあたり、最適となる種別のケーブルを選定して全体的にコストミニマムとなるような投資を行っている。報告書案において、NTT東日本・西日本における光ファイバケーブルの投資の考え方に一定の理解をいただいたものとする。加入光ケーブルに係るデータは一般公表できるものではないと考えるが、総務省に可能な範囲で提供していく。</p> <p>【令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定】</p> <p>○ 「最小限投資合理性」の考え方については、需要予測の合理性を高める取組の一つとして採りうるものとする。その上で、その運用として、地理的要因により芯線利用率が低くなっているケーブルが存在すること等の事情を踏まえる必要があると考える。</p> <p>【付言】</p> <p>○ 仮に、利用が一定程度に達するまでに要する期間をできる限り短くするために最低限の光ファイバケーブルを随時敷設した場合、トータルでは非効率な設備投資を行うこととなり、提供料金の高止まりを招くとともに、迅速なサービス提供や故障対応が困難となる。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>【総論】</p> <p>○ 当社は、加入光ケーブルの敷設にあたり、直近の需要だけでなく、故障時の即応や将来需要への対応のための必要不可欠な資産であることも考慮し、工事の頻度・内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適となる種別のケーブルを選定して全体的にコストミニマムとなるような投資を行っています。具体的には、本研究会（第15回、第16回、第18回、第19回）において、NTT東日本・NTT西日本それぞれ3箇所のNTT</p>	<p>○ これまでの本研究会の調査結果に鑑みると、NTT東日本・西日本の現状の加入光ケーブル資産に不要なものがあるとまでは断定できないものの、現状の加入光ケーブル資産の全てが事業につき真に必要なものであることが十分説明されるまでには至っていない状況と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ビルにおける地下ケーブル・架空ケーブルの芯線使用率や投資額シミュレーション等を提示しながら、ご説明したとおりです。</p> <p>○ 今回、報告書案において「これまでの本研究会の調査結果に鑑みると、NTT東日本・西日本の現状の加入光ケーブル資産に不要なものがあるとまでは断定できない」との考え方が示されており、当社の光ファイバケーブルの投資の考え方に一定のご理解をいただいたものと考えます。</p> <p>○ 当社としては、今後も需要変動・技術革新等を踏まえながら、引き続き効率的な設備投資を行っていく考えです。</p> <p>○ なお、「当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時等にできる限り一般公表されることが適当」との考え方について、提示するデータは、当社設備の稼働状況に関するデータそのものであり、経営情報にあたることから、一般公表できるものではないと考えますが、今後実施する調査により得られたその時点のデータ及び評価分析について、総務省に可能な範囲で提供していく考えです。</p> <p>【令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定】</p> <p>○ 「基本的には、少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。」との考え方については、需要予測の合理性を高める取組みの一つとして採りうるものと考えます。</p> <p>○ その上で、「最小限投資合理性」に関する運用として、「未利用芯線の実態調査を深めるとともに、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性を高めていくという取組を行うことが求められる」とされていますが、この取組みを進めるにあたっては、「地理的要因（橋梁・幹線を跨る等）から1回の工事で太束なケーブルを敷設したことにより、芯線使用率が低くなっているケーブルが存在すること」等の事情を踏まえる必要があると考えます。</p> <p>【付言】</p> <p>○ 当社は、加入光ケーブルの敷設にあたり、直近の需要だけでなく、故障時の即応や将来需要への対応分も考慮し、工事の頻度・内容による費用の発生</p>	<p>○ 総務省においては、NTT東日本・西日本から加入光ケーブル資産に関するデータ及び評価分析結果の提供を定期的に受け、それを基に検証することが適当と考えます。また、関連データ等については、できる限り一般公表されることが適当と考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適となる種別のケーブルを選定して全体的にコストミニマムとなるような投資を行っています。</p> <p>仮に、ケーブルが敷設されてから利用が一定の程度に達するまでに要する期間をできる限り短くするために直近需要のみを意識した最低限の光ファイバケーブルを随時敷設した場合、トータルでは非効率な設備投資を行うこととなり、提供料金の高止まりを招くとともに、迅速なサービス提供や故障対応が困難となります。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見37</p> <p>● 報告書案に賛同。光ファイバは日本の通信サービス全般に欠かすことができない重要な設備。更なる競争促進策等についても今後議論されることを希望。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。光ファイバは固定通信において重要な通信設備ですが、5Gなど新しい移動体通信の発展のためにも必要となることから、移動・固定を問わず日本の通信サービス全般に欠かすことができない重要な設備です。光ファイバ接続料が低減され、より利用しやすい環境を整えることは、事業者の新規参入を促し、新たな通信サービス、イノベーションを創出することとなるため引き続き積極的な議論を期待します。</p> <p>また、IP通信時代の基礎的な通信基盤としてあまねく地域で光ファイバが利用できるための措置や、移動体やIP網を活用した電話サービスの議論など、更なる競争促進策等についても今後議論していただくことを希望いたします。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ また、更なる競争促進策等に関する御意見については、総務省において、今後の接続政策の検討の際の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見38</p> <p>● 引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上、極めて重要。未利用芯線をレートベースから除外することについては、自己設置事業者と接続事業者との間で競争上の不公平が生じる可能性があることに留意が必要であり、公正競争環境を阻害していないか十分配慮しながら検討いただくことを要望する。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ 2030年頃の通信ネットワークを見据えると、モバイルバックホール等を支える存在として、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も必要であ</p>	<p>○ NTT東日本・西日本の光ファイバ接続料の低廉化が、F T T H小売市場における設備構築事業者の競争力の相対的低下を生じさせるな</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えます。</p> <p>○ この点、未利用芯線をレートベースから除外することについては、自己設置事業者は未利用芯線（先行投資）を含めた資本コストを負担する一方、接続事業者はそれを含まない資本コストで設備を借りることになり、自己設置事業者と接続事業者等との間で競争上の不公平が生じる可能性があることに留意が必要と考えます。仮に「自ら作るよりも借りる方が有利」となるような接続料算定が行われた場合、競争環境に歪みを生じ、設備競争を衰退させる可能性があると考え、左記の検討にあたっては、公正競争環境を阻害していないか十分配慮しながら検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>どして、設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争の状況に影響を与え得る旨を指摘されているものとして承ります。</p> <p>○ 公正な競争環境を阻害していないか十分配慮しながら検討することが必要であると考えます。</p>	
<p>意見39</p> <p>● 報告書案の考え方に賛同。ただし、未利用資産に関して、どの範囲までをレートベースに含めるべきかについては、速やかに議論を行うべき。レートベースの考え方としては、接続料金の将来原価に係る算定期間内の需要で算定することが妥当と考える。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ 加入光ファイバの未利用芯線に係るレートベースの厳正な把握方法の検討について「今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより、投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に報告され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当」とする本報告書案に賛同します。</p> <p>但し、本報告書案では、未利用資産についてどの範囲までをレートベースに含めるべきかについて結論に至っておらず、引き続き検討を行う必要があるため、速やかに再度本研究会等の場で議論を行うべきであると考えます。</p> <p>なお、未利用資産に係るレートベースの考え方として、本報告書案付言に記載のある「将来の利用者と現在の利用者との間の公平性が損なわれる。(未利用芯線は、基本的には将来の利用に備えるものであるが、その費用を現在の利用者が負担することとなる)」という指摘に鑑みても、接続料金の将来原価に係る算定期間内の需要で算定することが妥当であると考えます。</p> <p>また、最小限投資合理性の考え方を踏まえ「判明した具体的数値等を勘案</p>	<p>○ 「最小限投資合理性」の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式における需要の予測の合理性をより高めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものですが、実態調査の方法等は必要に応じて本研究会で検討することが考えられます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組」を行うという本報告書案に賛同します。需要の予測の合理性をより高めていく取組については、今後、まずはNTT東西殿において具体的方法を検討していくことになる想定されますが、認可プロセスだけではオープンで十分な議論ができない懸念が大きいことから、別途本研究会等の場で検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

・第7章 接続料と利用者料金の関係の検証及びLRIC検証

意見	考え方	修正の有無
<p>意見40</p> <p>● 他律的要因は価格圧搾のおそれが認められる場合に考慮すべき。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ 当社としてはそもそもLRIC検証の目的がLRICモデル組み合わせ適用の要否の基準として価格圧搾のおそれが生じるか否かの判断を行うことにあるのであれば、その目的はなんらスタックテストと変わるものではなく、スタックテストとあえて手順を違える理由はないものと考えます。</p> <p>○ 価格圧搾のおそれが認められない場合、他事業者は当社と同等の利用者料金を設定することが可能であり、不当な競争を引き起こすものではないことから、他律的要因は価格圧搾のおそれが認められる場合に考慮すべきと考えます。</p> <p>○ なお、情報通信を取り巻く環境の大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するための検討が行われている中、当社としては、新しい市場に移行・縮小していく「固定電話」市場の在り方にも着目すべきと考えており、電話時代の競争環境を前提とした規制の廃止についても、然るべき場において採り上げていただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ LRIC検証における他律的要因は、PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものであることは、第19回研究会 資料19-3の考え方1-1のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見41</p> <p>● 他律的要因を勘案する方法として、着信先別に分計し評価すべき。他律的要因に関して継続的な検討を深めるため、NTT東西に対し分計の可否について回答を求めるとともに、可能な場合においては分計データの公表を検討いただきたい。</p>	<p>考え方41</p>	
<p>○ 本報告書案において「本研究会における検討及びその後に提出された意見を踏まえ、総務省においては、令和元年度の接続料算定におけるLRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因（他事業者接続料の影響）の採用（局長通知）は見送ることとした。本件は引き続き、必要に応じて検討されるものと考えられる。」とありますが、他律的要因はPSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、当該判断において正確性が確保できない場合、考慮されるものです。従って、他律的要因の採用が見送られている現行のLRIC検証においては、PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じているかを正確に検証できていない、すなわち、PSTN接続料の算定</p>	<p>○ PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかの判断に他律的要因が影響を及ぼし得る場合に、その影響を排除し、判断の正確性を確保するという趣旨に基づき、考慮すべき他律的要因について引き続き検討を行うことは適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>モデルとして、PSTNモデルが適切か否か、PSTNモデルにIPモデルを組み合わせるモデルが適切か否かについて、正確な判断ができていない状況となっています。</p> <p>本件に関連し、従前より意見している通り、他律的要因を勘案する方法として、着信先別に分計し評価すべきと考えており、その考え方自体は否定されていない認識です。NTT東西殿においては着信先別データを分計することは困難との意見ですが、第48回接続委員会にて「LRIC検証の結果に関する補足」として利用者料金と接続料相当の算出方法が示されており、「利用者料金収入は、指定電気通信役務損益明細表（平成29年度）における市内・市外通信の営業収益により算出（フリーアクセス及びユーザ間情報通知サービスに係る収益を除外）」とあるため、少なくとも同様の方法で分計は可能であると想定されます。このため、他律的要因に関して継続的な検討を深めるために、総務省殿においてはNTT東西殿に対し上記方法にて分計が可能か否かについて回答を求めると共に、可能な場合においては分計データの公表を検討頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

・第8章 今後の対応

意見	考え方	修正の有無
<p>意見42</p> <p>● 適正性の検証の在り方やルール整備の必要性やその範囲を含め、議論する必要がある。</p>	<p>考え方42</p>	
<p>○ 各種検証にあたっては、下記の理由等により、事業者間の比較により、考え方に差異があることをもって直ちに問題であるとされるものでないため、適正性の検証の在り方やルール整備の必要性やその範囲も含め、議論する必要があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 費用については、各社共、接続会計監査により適正性が担保されていること - 需要については、設備容量を用いている現状において、ユーザ特性等によりネットワークの設計ポリシーに事業者毎の差異が当然存在すること <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 上記「考え方13」と同様です。</p>	<p>無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見43</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西のNGN構造を廃止することが望ましいと考える。 ● ネット環境は必要不可欠なもののため、地域や経済による格差を設けるべきではない。 	<p>考え方43</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「NGN（次世代ネットワーク）」における構造では、「NTT東日本及びNTT西日本」が独占している既得権益での構造を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。具体的には、「NTT東日本及びNTT西日本」の構造では、「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」におけるケーブル回線での「トラフィック（回線混雑）」を招く構造と、私は思います。要約すると、総務省が「運用及び管理」し、独占している既得権益での「NHK（日本放送協会）」を廃止する事が望ましいと、私は考えます。 【個人1】 ○ 一般消費者としての意見ですが、ネット環境は現代人に於いて、もはや必要不可欠なもの。そこに地域や経済による格差はもうけるべきではないと思います。 【個人6】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見は、参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本放送協会に関する意見 	<p>考え方44</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本放送協会に関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。） 【個人5】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供がなされることが適当と考えます。 	<p>無</p>